注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、由利本荘市役所又は秋田地方法務局本荘支局に照会すること。

平成二十二年十二月六日

法務大臣　仙谷　由人

秋田県由利郡直根村下直根甲三十五番地

鈴木　春吉

○法務省告示第六百一号

徳島市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年十二月六日

法務大臣　仙谷　由人

徳島市論田町字本浦中八十八番地　佐々木　榮

○外務省告示第四百九十八号

トルコ共和国政府は、平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の加入書を平成二十二年七月十九日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十二年十月十七日にトルコ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年七月二十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年十二月六日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百九十九号

平成二十二年十一月二十三日にアディスアベバで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十二年十二月六日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五百号

平成二十二年十一月十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十二年十二月六日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、モンゴル国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモンゴル国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十億円（五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業計画（第二フェーズ）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モンゴル国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、モンゴル国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六五パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が(c)計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づきモンゴル国政府が参加金融機関を通じて借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　(1)　借款の一部は、モンゴル国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

5　モンゴル国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モンゴル国政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する役務の供給に関連してモンゴル国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモンゴル国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　モンゴル国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモンゴル国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してモンゴル国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自身の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモンゴル国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモンゴル国において課されるすべての財政課徴金及び租税

9　モンゴル国政府は、借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

10　モンゴル国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及びモンゴル国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月十九日に東京で

日本国外務大臣　前原誠司

モンゴル国

外交・貿易大臣

ゴンボジャブ・

ザンダンシャタル閣下

（モンゴル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモンゴル国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月十九日に東京で

モンゴル国

外交・貿易大臣

ゴンボジャブ・

ザンダンシャタル

日本国外務大臣　前原誠司閣下

○文化庁告示第五十三号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十一月二十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十二月六日

文化庁長官　近藤　誠一

特定非営利活動法人にじの会